

四電工健保公告第 454 号
2026 年 9 月 30 日
四電工健康保険組合
理事長 山崎 直樹

四電工健康保険組合規約の一部改正について

医療費請求・審査などを実施する「社会保険診療報酬支払基金」が「医療法等の一部を改正する法律」の国会での成立を受け、規約改正について以下のとおり規約変更の届出を四国厚生支局長に行いましたので、公告します。

1. 規約改正内容

別紙のとおり

2. 改正時期

2026 年 10 月 1 日

以 上

四電工健康保険組合規約（新旧条文対照表）

新	旧
（会計年度所属区分） 第５８条 収入の会計年度所属は、次の各号による。 （（１）～（４）省略） ２ 支出の会計年度所属は、次の各号による。 （１）保険給付のうち療養の給付、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、高額療養費又は家族療養費に係る診療報酬若しくは調剤報酬又は訪問看護療養費若しくは家族訪問看護療養費については、この組合（医療情報基盤・診療報酬審査支払機構）を経由するものにあつては医療情報基盤・診療報酬審査支払機構とする） （（２）～（６）省略） （準備金の保有方法） 第６０条 準備金は、次の各号に掲げる方法によって保有しなければならない。準備金の積立額の基準については、前３年度の保険給付に要した費用の平均年額の１２分の３、後期高齢者支援金等に要した費用の平均年額の１２分の１に相当する額とする。ただし、準備金のうち前３年度の保険給付に要した費用の平均年額の１２分の１については、第１号又は第２号の方法により保有しなければならない。 （（１）～（５）省略） （６） 医療情報基盤・診療報酬審査支払機構への委託金 （（７）～（１２）省略） 附 則 この規約は、届出の日から施行し２０２６年１０月１日から適用する。	（会計年度所属区分） 第５８条 収入の会計年度所属は、次の各号による。 （（１）～（４）省略） ２ 支出の会計年度所属は、次の各号による。 （１）保険給付のうち療養の給付、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、高額療養費又は家族療養費に係る診療報酬若しくは調剤報酬又は訪問看護療養費若しくは家族訪問看護療養費については、この組合（社会保険診療報酬支払基金）を経由するものにあつては支払基金とする） （（２）～（６）省略） （準備金の保有方法） 第６０条 準備金は、次の各号に掲げる方法によって保有しなければならない。準備金の積立額の基準については、前３年度の保険給付に要した費用の平均年額の１２分の３、後期高齢者支援金等に要した費用の平均年額の１２分の１に相当する額とする。ただし、準備金のうち前３年度の保険給付に要した費用の平均年額の１２分の１については、第１号又は第２号の方法により保有しなければならない。 （（１）～（５）省略） （６） 社会保険診療報酬支払基金への委託金 （（７）～（１２）省略）